

第110回市民ハイキングの参加者募集！ ～今年は「尾瀬ヶ原」です～

ニッコウキスゲなどが咲き始める時期に、利根郡片品村の鳩待峠を基点に竜宮小屋などを経由する尾瀬ヶ原のハイキングを楽しんでみませんか。徒歩距離17km、徒歩標準時間5時間40分、標高差約200mです。

とき 7月9日(日)午前6時15分市役所集合、午後5時30分帰着予定(雨天決行)

対象 市内在住、または在勤で小学生以上の人

定員 65人(先着順)

参加費 4,100円

※交通費(貸し切りバス利用)などを含みます

持ち物 弁当・飲み物・雨具・敷物など

履き物 登山靴、または滑りにくい靴

申し込み 6月15日(木)、16日(金)の午前8時30分から午

後5時までに参加費を添えて、直接中央公民館へ

※1人が申し込める人数は2人まで

※旅行業者に運営を委託して催行します

問い合わせ 中央公民館 ☎0143へ



<写真は昨年の様子>

スポーツ大会・教室の参加者募集！

問い合わせ NPO法人沼田市体育協会
(市民体育館内) ☎9444

第37回市民ソフトボール大会

とき 7月23日(日)午前8時30分開会(雨天中止)

ところ 運動公園サブグラウンド

参加資格 市内在住、在勤、または在学する中学生以上
の人で構成したチーム

チーム編成 監督、コーチ、スコアラー、選手の合計20
人以内

申し込み 6月30日(金)までに所定の用紙で市民体育館
へ(白沢・利根公民館経由も可)

その他 7月4日(火)午後7時から市民体育館で開催さ
れる代表者会議に必ず出席してください



第46回市民バレーボール大会

とき 7月2日(日)午前8時30分開会

ところ 市民体育館ほか

参加資格 市内在住、または在勤の人で構成したチーム
※学生、生徒、児童は除く

チーム編成 監督、コーチ、マネージャー、選手の合計
15人以内

申し込み 6月21日(水)までに所定の用紙で市民体育館
へ(白沢・利根公民館経由も可)

その他 6月22日(木)午後7時から市民体育館で開催さ
れる代表者会議に必ず出席してください



小学生水泳教室

とき 7月9日から30日の毎週日曜日(計4回)午後1時～3時

ところ 沼田東小学校プール

講師 市スポーツコーチ、沼田利根水泳協会員

対象者 市内小学生

定員 50人(先着順)

受講料 無料(スポーツ傷害保険料800円は、受講者負担となります)

申し込み 6月1日(木)から7月6日(木)までに保険料を添えて、市民体育館へ(白沢・利根公民館経由も可)

※土・日曜日を除く



消費生活の窓

有料動画サイトなどの未納料回収を依頼されていると称して金銭を請求してくる事業者に関する注意喚起！



事例1

大手債権回収事業者をかたり消費者の携帯電話に「有料動画の未納が発生しております。本日連絡なき場合、法的手続きに移行させていただきます」などと記載されたSMSが届き不安になり、表示された電話番号に電話をかけた。「有料動画サイトの利用に未納料金がありません。当社はサイトの運営事業者から未納料金の回収を依頼されており、現在登録料と合わせて合計20万円が未納になっています」と言われたので「身に覚えがない」と反論したが「調べてみます」と言って、氏名、生年月日、電話番号などを聞かれるがままに伝えてしまった。「有料動画サイトに登録された履歴が残っています。携帯電話の誤作動かもしれません。支払いが帳消しになることはあ

りません」当社としても法的手続きを取らざるを得ないと思っ
ています」などと言われ脅かさ
れたので支払いを承諾した。支
払い方法として電子ギフト券を
コンビニエンスストアで購入し
その電子ギフト券のカード番号
を伝えるよう指示された。
※SMSとは、メールアドレス
ではなく携帯電話番号を宛先
にして送受信するメッセージ
サービスです
※電子ギフト券とは、カード型
の金券でプリペイドカードの
一種です。大手通販サイトの
電子ギフト券は、カード番号
さえ分かれば使用することが
可能です

事例2

携帯電話に身に覚えのない着
信履歴があったので、その電話
番号にリダイヤルすると、「有
料動画サイトの利用料金が未払
いとなっています。このまま
は強制執行の手続きをとらざる
を得ない状況となっております。
今回の請求内容について知りた
い方は1を、強制執行などの手
続きに移行する方は2を押して
ください」などの音声ガイダン
スによる案内が始まった。裁判
などは困ると思い1を選択する

と、大手債権回収事業者を名乗
る者が応答し、氏名を聞かれ、
担当者から電話させると言っ
ていったん電話が切れた。その後
すぐに担当者を名乗る別の者が
電話をかけてきて「有料動画サ
イトの運営者からサイト利用料
金の未払金について債権回収の
依頼を受けています。利用料金
の支払期限が過ぎても支払われ
ていない状況となっております
ので、残念ながら訴訟手続きに
移行します」などと告げられ金
銭の支払いを要求された。

アドバイス

▽身に覚えのない請求がSMS
やメールなどからあった場合
には、絶対に電話などで連絡
を取らないようにしましょう
▽身に覚えのない着信履歴には
電話をかけないようにしまし
ょう。もし電話をかけてしま
って心当たりのない請求を受
けても、すぐに電話を切るな
どして絶対にその請求には応
じないようにしましょう
▽事業者から要求されて電子ギ
フト券を購入したり、そのカ

ード番号を教えたりすること
は詐欺の手口であり、絶対に
しないようにしましょう
▽SMSや電話での要求に不審
な点があった場合、その要求
に応じる前に、消費生活セン
ターや警察に相談しましょう
消費生活センター
相談時間 午前9時～正午、午
後1時～4時
※土・日曜日、祝日を除く
問い合わせ 消費生活センター
(東原庁舎内) ☎1500、
ファクス ☎1501へ

6月は「食育月間」 毎月19日は「食育の日」です

食育について考えてみましょう

食育は、生きる上での基本であり、「知育」「徳育」「体育」の基礎となるべきものです。さまざまな経験を通して「食」に関する知識と、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てます。



食事は心と身体の栄養です。健康な身体を作るために、毎日の食事を大切に、家庭では次のような取り組みをして、食育を進めていきましょう。

- 早寝早起きを心掛け、朝食を必ず食べる
- 主食、主菜、副菜のそろった食卓を整える
- 毎食野菜を食べる
- 減塩に心掛ける
- 望ましい食習慣や知識の習得をする
- 家族そろって食事を楽しむ

群馬県では19日を『いただきますの日』としています。家族だけでなく、友人や地域の人など「誰かと一緒に食事」をして「共食」を楽しみましょう。

食育関連情報の発信・提供

保健福祉センター1階ホール内に「食育ライブラリー」を設置していますのでご利用ください。

問い合わせ

健康課保健係(保健福祉センター内) ☎内線76203へ